主 文 原判決を破棄する。 被告人を禁錮四月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、東京地方検察庁検事正代理検事山本清二郎名義の控訴趣意書に記載されているとおりであり、これに対する答弁は、被告人の弁護人辻本年男名義の答弁書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

〈要旨〉もつとも、このように交差点(ないしはその直近横断歩道、以下同様)に進入する前に注意信号を認めた場〈/要旨〉合、交差点に進入せずして停止しなけれ方ならないというがためには、その前提として、自動車運転者に対し、常に進路前方における交通信号の変化に注意を払い、たとえ前方の信号が現に青色の燈火に追いわゆる「進め」信号であろうとも、自分がそこに到達する頃にはそれは黄色にいわゆる「進め」信号であるうとも、自分がそこに到達する頃にはそれは黄色におかる自己に変つた場合、右施行令の規定に定められた停止線を守れないというな事態を招かないように、速度の調節をしながら進行するべき注意務がが、もしそのような注意義が存在しないというな事を記めたので、交差点に進入しないで進行していたところとは場合においては、当該道路における制限速度内の速度で進行していたところとは実上不可能であったという弁解は許されないというべきである。

急制動を施して停止した後においてその位置や四囲の交通状況に応じて交差点外に待避するか、注意して前進し西側横断歩道手前に寄せて停車して待避する等の挙に出て事故発生の危険を防止すべきであつたことは、検察官所論のとおりであり、被告人がこれを怠り停止することなく進行したことも、結局原判決認定の事故発生の直接原因である業務上の注意義務懈怠と相まつて事故を発生させたものと認定すべきであり、以上の点につき、黄色信号の時間が短かすぎたことが事故の原因となったものであり、本件は不可抗力による事故の発生てあるなどと論ずることは、許されないといわなければならない。

これを要するに、原判決には過失の認定につき所論の如き違法があり、論旨は理由があるので、原判決の爾余の論旨につき判断をするまでもなく破棄を免れないというべきである。

よつて、刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十条に則り、原判決を破棄すべく、但し本件は、訴訟記録並びに原審において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができる場合であると認めるので、同法第四百条但書によつて、更に左のとおり判決をする。

罪となるべき事実

被告人はタクシー運転の業務に従事していたものであるが、昭和三十七年六月四 日午後十一時十五分頃、普通乗用自動車トヨペツト、クラウン○—け—○×△□号 を運転し、時速四十七粁前後で通称十三間通を目白方面より練馬区役所方向に向つ て進行し、東京都中野区ab丁目c番地先の信号機のある交差点にさしかかつたの であるが、かかる場合においては、右交差点の直近にある横断歩道に進入する以前において信号機が黄色となった場合には、直ちに横断歩道の直前において停止することができるように、予め前方の信号の変化に注意し速度を調節して進行すべき注 意義務があるのに、被告人はこれを怠り、漫然前記速度で交差点に接近し、右横断 歩道の手前約十四・七米に接近したとき、信号機の表示が青色から黄色に変つたの を認めたのであるが、この場合においても、先ず急制動を施して停止をした後にお いて、その位置や四囲の交通状況に応じて後退して交差点外に待避するか、前進し て西側横断歩道手前左側に寄せて停車して待避する等の挙に出で、もつて事故発生 の危険を防止するべき注意義務があるのに、被告人はこれを怠り、急停車するより も、そのまま進行する方が安全と考えて交差点に進入した等の過失に加え、当時夜 間で照明も不十分であり、小雨が降つていて視界も不良であつたのであるから、左 右方向の交通、特に横断歩行者の有無に格別の注意を払い安全を確認して進行すべ き注意義務があるのにこれを怠り、十分な注意をしないで交差点を通過しようとし た過失により、折柄、右交差点の練馬寄り横断歩道を左から右へ通行中のA(当時 二十一年)の姿を至近距離に至るまで発見せず、自車前部を同女に衝突させて路上 に転倒させ、加療約六月を要すると認められる脳挫傷、右下腿開放性骨折及び右大 腿挫傷の各傷害を負わせたものである。

証拠の標目(省略)

法律の適用

被告人の所為は、刑法第二百十一条前段、罰金等臨時措置法第二条第三条に該当するところ、本件過失の態様、程度、結果等に鑑み、所定刑中禁錮刑を撰択した上、被告人を禁錮四月に処すべく、原審及び当審における訴訟費用は、刑事訴訟法第百八十一条第一項但書により、被告人に負担させないこととし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 東亮明 判事 井波七郎)